

7月は「差別をなくす強調月間」です

7月の「差別をなくす強調月間」は昭和44(1969)年7月10日に「同和对策事業特別措置法」(特措法)が公布、施行されたことを記念し、基本的人権が尊重される差別のない、自由で平等な社会の実現をめざして制定されました。

昭和47(1972)年7月に、「差別をなくす週間」として始まり、昭和57(1982)年からは「差別をなくす強調月間」として人権尊重意識の普及やさまざまな人権問題の解決に取り組んでいます。

例年、県では人権啓発ポスター・標語優秀作品展や人権に関する新聞広告などを通して啓発活動を行ってきました。また、県内市町村では、人権に関する講演会や映画上映、街頭啓発などの行事を行ってきました。これからも、みなさんとともに人権の問題を自分のこととして考える取組を行っていきます。

(今年度の期間中の行事については奈良県人権施策課のホームページをご覧ください。)

「差別をなくす強調月間」啓発ポスター



『いろんな人と、未来へ出発進行！』

部落差別をはじめとする様々な人権問題に加え、近年は外国人労働者への偏見や暴力、LGBT等の性的マイノリティへの根強い差別など、差別事象が後を絶ちません。また、現在も猛威を振るう新型コロナウイルス感染症はウイルスそのものの脅威だけでなく、人々の心の中に不安や恐怖をかきたて、差別・偏見・いじめを生じさせています。

だれが相手でも、いかなる場合にも、差別は許されないという強い思いを込めました。

奈良県人権施策課相談窓口

人権相談窓口

TEL : 0742-27-8726
FAX : 0742-27-8721

月曜から金曜 8:30 ~ 17:15
(祝日・年末年始を除く)

◇だまって我慢していませんか？

地域社会、職場、家庭、学校など、いろいろな場所で生活する中で、「何か変だな?」「これって人権侵害?」と感じながらも、じっと我慢したり、そのままにしたりして、しんどくなることってありませんか。

「人権相談窓口」というと堅苦しく感じられるかもしれませんが、相談員がお話を伺いながら、少しでもほっとして、自分らしく日常生活を送ることができるようにお手伝いします。必要に応じて、問題解決に向けて他の相談機関を紹介したり、おつなぎしたりすることもできます。

どうぞお気軽にご利用ください。

相談は無料

秘密厳守します

来所相談OK



「誰一人取り残さない」

～包摂の社会づくりに向けて～

SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS

SDGs（持続可能な開発目標）とは

SDGs（持続可能な開発目標）という言葉をご存じですか。

貧困、飢餓、教育、平和などの課題に地球規模で取り組むために2030（令和12）年までに達成すべき行動目標のことで、2015（平成27）年9月の国連サミットで採択されました。

地球規模と聞くと、日常生活とかけ離れているように感じるかもしれませんが、その基盤にあるのは「誰一人取り残さない」「すべての人々の人権を実現する」という理念です。

そのような理念のもと、SDGsでは、次に示す17の目標を達成することを目指しています。

1 貧困をなくそう



2 飢餓をゼロに



3 すべての人に健康と福祉を



4 質の高い教育をみんなに



5 ジェンダー平等を実現しよう



6 安全な水とトイレを世界中に



7 エネルギーをみんなに
そしてクリーンに



8 働きがいも
経済成長も



9 産業と技術革新の
基盤をつくろう



10 人や国の不平等
をなくそう



11 住み続けられる
まちづくりを



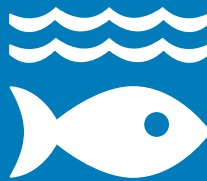
12 つくる責任
つかう責任



13 気候変動に
具体的な対策を



14 海の豊かさを
守ろう



15 陸の豊かさも
守ろう



16 平和と公正を
すべての人に



17 パートナーシップで
目標を達成しよう

